

人間らしく生きられる県政にするために

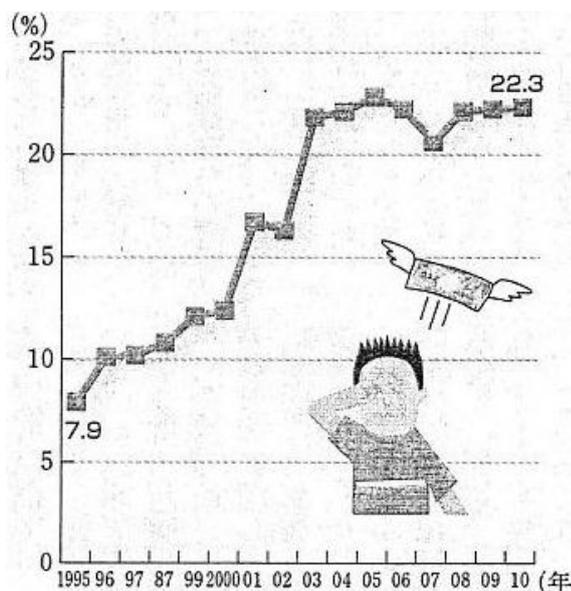
__低所得者と生活困窮者の生存と生活を守る闘い__

岡山県生活と健康を守る会連合会事務局長 尾崎茂正

1. 県民生活の実態

岡山県の産業構造の変化が進み、第1次産業従事者が大きく減少し、第3次産業従事者が2倍近くに増加し、現在は第1次従事者6,4%,第2次従事者29,2%,第3次従事者62,9%です。高齢化(65歳以上)が進み、482,000人(22,8%)以上となり、広大な中山間地では「限界集落」が500か所も生まれる深刻な状態です。加えて「市町村合併」により役場、農協、学校や商店も無くなり日常生活も不自由な状態に置かれています。

○「貯蓄なし」世帯の推移



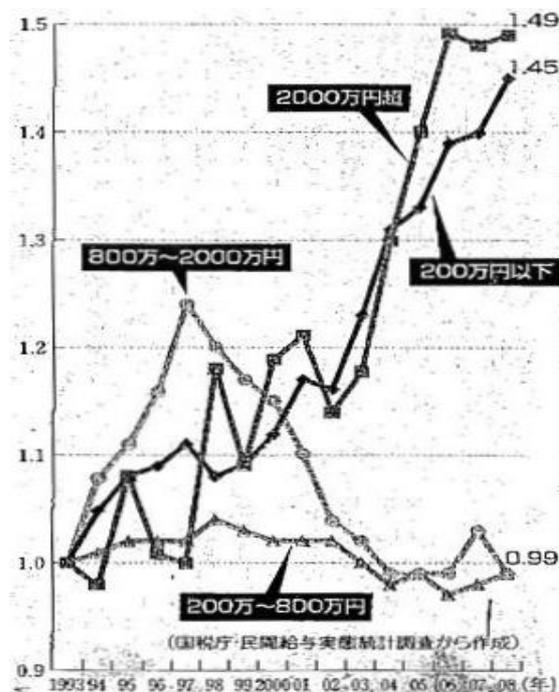
金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査」より県民の生活の状態は、県民人の当たりの(19年度県統計)年収は平均2,812,000円(66,7%が労働者)で、1日の世帯当たりの食費が2,286円と減少を続けています。特に、長い不況と企業の海外移転により働く場が無く、派

遣労働など低賃金・無保証の非正規労働者が増えて県民生活は困窮を強めています。

失業や病気になると失業保険などの保障制度が貧弱なため即生活保護になる仕組みになっています。特に、低所得者は生活保護制度も活用できず深刻です。

「貧困とは」①必要なものが乏しいこと。②貧しくて生活に困ること。③政治的貧困、経済的貧困、発想の貧困、高齢者の貧困、子供の貧困などの貧困。低賃金や失業などにより所得の格差が広がり生活困窮、病気、介護、教育など健康や文化的必要に応えられない状態のことであり、貧困化が益々広がっています。

○所得階層ごとの人数の推移



2011年12月5日赤旗新聞

格差と貧困の広がりの中で「愛情の欠乏」や「孤立と疎外」による「無縁社会」と言う状況が広がり、「孤独死」や「母子家庭」が増えています。また「自殺」「家庭崩壊」「養育放棄」「犯罪」など悲惨なことが増えています。今こそ「自立と連帯」を柱に新しいコミュニティづくりと多重の保障制度の確立・拡大が必要です。これら「人間の尊厳」に関わる問題は一刻も放置できない問題です。

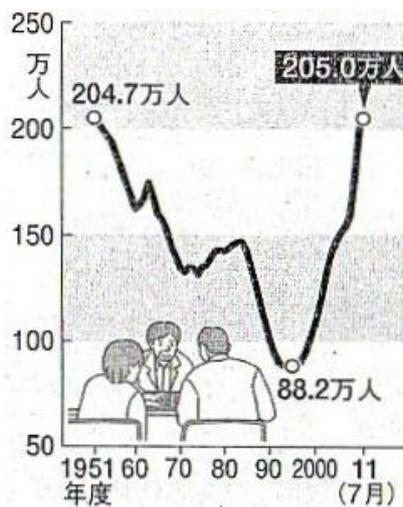
貧困を生み出す「社会の不平等」の原因の克服に組むとともに、人間らしい生活と人権尊重の民主県政の推進で、貧困の解消・打開と憲法25条の実現をめざします。

2. 貧困の解消と生活保護制度の活用を

岡山県の生活保護制度の活用状況は、22,990人(1%)・16,331世帯(1,9%)、捕捉率は11,7%となっており、本来生活保護に相当する収入で活用すべき人の3分の1程度の利用状況です。

県は、市町村と並んで県民の生活全般に責任を担っており、国の下請け機関のようにならず、憲法と地方自治法に基づき「平和で安心な生活」の保障することが第一の任務です。特に生活保護を必要とする人に対して制度の民主的運用で県民の生活を守る県政を推進します。

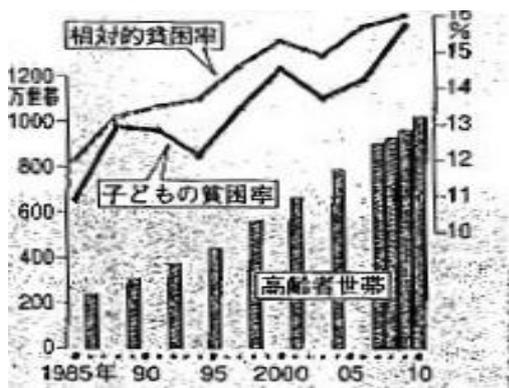
○生活保護受給者数の推移



2011年11月9日厚労省発表

- ①申請時における「申請権」保障と親切な対応、岡山市などいくつかの実施機関ではカウンターに申請書を置き申請を受けていますが、相談だけで帰らせる「申請拒否」が広く存在します。すべての市町村にカウンターを設置し申請権を保障するなど困っている人に親切な対応をします。
- ②申請時だけでなく、受給者に対しては「福祉の心」を持って、原則的で受給者が納得するよう支援をします。
- ③審査・認定については、14日の期限を厳守し、申請者が安心できるようにします。特に、貧困状態や病状など「窮迫・緊急性」に即して対応するようにします。
- ④ホームレスなど、申請時からの食費、宿泊所のない人に対して、保護が決定するまで生活する「つなぎ資金」は、すべての福祉事務所で行うようにします。また、住居を決めても、家具什器及び布団などなければ生活できないので速やかな対応をします。
- ⑤生活福祉資金など「貸付資金」は、条件を緩和して迅速に貸付が行えるようにします。
- ⑥「老齢加算の廃止」は、生活保護基準を実質的に引き下げるものであり、高齢者は扶助額に於いて年齢差があり、近隣との付き合いを特に必要とします。老齢加算を元に戻し「孤独と疎外」「無縁社会」から守ります。
- ⑦高齢者や障害者、子供は生活環境が広がり、公共交通機関が貧弱な状況で「交通権」が奪われています。また、自動車社会の中で生活保護世帯は所有が基本的には認められていません。「一般の社会水準」と言いながら岡山県に於いては一人あたりの自動車保有数は0,52台です。自動車の保有条件の緩和と「交通権」を保障する公共交通機関を整備します。

○貧困率と高齢者世帯の推移



2011年7月12日(山陽新聞)

- ⑧働きたくても働く場が見つからない人に、「就労指導」で「働け」と言うだけであり、ハローワークも「30分」探すだけで就労保障はありません。働く意欲と能力・条件のある人に対して「働く場」を保障して自立を援助します。
- ⑨県立高校が授業料無償化になったことに伴って、県の高校授業料免除の「PTA会費」分など生活保護基準の1.1倍あったがこれが削減され負担増になりました。授業料以外のPTA会費などの費用を以前のように無料にします。
- ⑩実施機関は各自治体であるが、生活保護制度は、国の責任であり本来全額国庫負担すべきもので、地方自治体の負担を無くすように国庫負担を10割に戻すよう要求します。
- ⑪民主党政権が進めている「社会保障と税の一体改革」は、生活保護制度を戦前の「救貧法」(貧困に陥った後に事後的に救済するもの)に逆戻りする制度に変えるものであり、財源を理由に「最後の命綱」を断ち切ろうとするものであり撤回・廃止をもとめます。特に定義とする「自助」は、自分の努力と責任で生存・生活せよと言うもので、社会保障・社会福祉に適用すべきではありません。
- 「共助」はファミリーなどで助け合い解決せよというもので、「孤独と疎外」「無縁社会」にはじき出されたハンディーのある人に適用できません。
- 「公助」は、自助・共助の後に「救貧的」に行

うもので、社会保障・社会福祉を切り捨てるものです。「憲法や生活保護法」を変える内容であり、県政でも国政でも憲法98条の厳守を求めます。

3.「福祉県おかやま」の実現をめざします。

「平和のうちに生きる権利」「健康で文化的な生活を営む権利」「幸福を追求する権利」など定めた、憲法に基づく県政を進め「福祉県おかやま」の実現をめざします。50年前の「朝日訴訟」の判決は、「最低限度の生活水準を判定するについて注意すべきことは、その時々国家予算の配分によって左右されるべきものではないことである」「最低限度の水準は決して予算の有無によってされるものではなく、むしろこれを指導支配すべきである」明確にしています。

- ①朝日訴訟の理念と伝統を守り、自主的民主的運動団体や社会保障推進協議会と連携して、県民要求を基礎に取り組みます。
- ②生活保護制度に対する「年金より生活保護がいい」とか「不正受給が多い」など、県民同士を対立させる攻撃や生活保護は悪いことと言った思想攻撃が強まっています。年金が少ないのは「年金制度」が貧弱なことで生活保護制度に責任はありません。また不正受給は全体の0.33%程度「働いていたのを報告していなかった」ものがほとんど、これは本人と指導する行政にも責任があります。こうした思想攻撃と闘い生活保護制度の拡充に努めます。
- ③県は、一般市町村の生活保護行政を支援する任務があり、全県の制度運用を民主的に行うようにしていきます。
- ④生活保護や就学援助などは、「予算がない」としないで、最低必要なものとして優先的に確保していきます。